

## 第 65 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：12 月 12－13 日に開催される UHC フォーラムについて

提案者：ジョイセフ 福田友子、アフリカ日本協議会 稲場雅紀、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 堀江由美子、ワールド・ビジョン・ジャパン 柴田哲子

<背景>

本年 12 月 12～13 日に、東京において UHC フォーラムが開催されるとお聞きしています。つきましては、以下の点について財務省から現状の進捗状況についてご共有をお願いできればと存じます。

### 1. UHC フォーラム概要

- (1) 日程、場所、プログラム、サイドイベント、予定されているハイレベルな参加者等について、概要を共有いただけますでしょうか。
- (2) 10 か国を招聘し、経験・知見の共有やそれに基づく分析などが行われる予定と伺っています。招聘国名に加え、具体的にフォーラムとして目指されている成果、各国の経験の共有や分析の方法等についてもお聞かせ願えますでしょうか。
- (3) 本フォーラムについては、国際的・国内的にも多くの NGO/NPO 関係者が関心を持っています。市民社会の参画がどのようになされるのか、また、現在、海外の市民社会について、どのような関係者を招聘することを検討しているかについて、ご共有ください。

### 2. UHC を各国において進める際の要望

UHC の達成に向けては、国家にあるいは地方政府等による保健システムの強化及び公的保険制度や税収による公的資金プールが必要となりますが、一方で、「国民皆保険制度」が確立しているとされている日本においても、公的な制度からこぼれ落ちる人々が存在していることからわかるように、制度には必ず裂け目があり、社会的に脆弱な立場に置かれている層が排除されてしまうことが課題です。制度とは静的なものではなく、作り上げる段階から制度が完成した後も動的に、常に「UHC の状態」を確保するための試みが継続される必要があります。

こうした観点から、健康への権利を保有する人々、特に制度からこぼれおちる人々への保健サービスへアクセスを確保するために、UHC の制度設計、制度運営、制度改善を行う際に、NGO や草の根組織、当事者組織等の市民社会を参画させることが不可欠です。

今回の UHC フォーラムにおいて、専門家や行政担当者による制度設計にとどまらず、住民・コミュニティの立場を十分に考慮に入れ、市民社会が得てきたこれまでの知見・経験が合わせて共有・活用されるような議論がなされるよう、要望します。

## 議題 2 : SUN 信託基金フェーズ 2 進捗状況について

提案者 : 日本リザルツ 白須紀子、ワールド・ビジョン・ジャパン 柴田哲子、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 田中沙也加

### <背景>

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、日本リザルツ、栄養不良対策行動ネットワークの 4 団体は、これまで日本政府や国際機関に対して栄養改善に関するアドボカシーを協働で実施してきました。前々回の協議会にてご質問させていただいた「栄養への取り組み拡充 (Scaling Up Nutrition : SUN)」に対する支援について、以下を質問させていただきます。

### <質問>

11 月の国際母子栄養改善議員連盟の場にて、三村課長から「フェーズ 2 の短い期間のプロジェクトについては年明け早々には完成するものもある」とお伺いしましたが、既に終了したプロジェクトおよび今年度中に終了予定のプロジェクトの内容についてご報告頂けますでしょうか。前々回の財務省定期協議会にてお伺いした「市民社会の参画」についてもお伺いしたいです。

- (ア) 終了したプロジェクトの内容 (例, ○○プロジェクト、対象国、事業目標、事業内容、支援期間、支援金額等、評価) と、今年度中に終了予定のプロジェクトの概要を教えてくださいませんか？終了したプロジェクトにおいて、財務省として効果を実証された成功事例と捉えていらっしゃるものがありましたら、それも教えてください。また、これらプロジェクトの報告は公開される予定はあるでしょうか。
- (イ) また、第 63 回の定期協議会にて、「世銀としては基本的に、世銀側からの資金拠出が絡まない形で連携することについては非常にオープンに議論したいとのスタンスだと聞いている」との報告を頂きましたが、実際に市民社会の声を制度や政策のプロセスに巻き込んでいる SUN のプロジェクトの事例があれば教えてください。もしないのであれば、今後市民社会を参加させるために、日本政府から世銀に対し、市民社会と連携を行うよう進言をして頂きたいが、可能でしょうか？

## 議題 3 : TICAD 閣僚会議に向けたアフリカ債務問題と円借款供与方針 (モザンビークを中心に)

提案者 : 日本国際ボランティアセンター、日本アフリカ協議会、モザンビーク開発を考える市民の会、ATTAC Japan

本定期協議会で、連続して取り上げてきたアフリカ、とりわけモザンビークの債務問題と円借款供与方針に関し、これまで懸念してきた通りの事態が継続しています。その中で、日本政府は、本年 8 月下旬に TICAD (アフリカ開発会議) の閣僚会議をモザンビークで開催すると発表しています。これらを踏まえ、財務省に質問を行い、議論したいと考えます。

### 1.1. その後の動き

#### (1) アフリカ 40 カ国で重債務の兆候

ドイツ公共放送(DW)の 3 月 20 日付の報道によると【参考資料 1】、G20 に向けて発表されたドイツ NGO (ジュビリードイツ) らの調査では、アフリカの実に 40 カ国で重債務の兆候が発生しているという<sup>1</sup>【参

<sup>1</sup> <http://www.dw.com/en/africas-new-sovereign-debt-crisis/a-38024607>

考資料 2】。

- ① 同報道は、モザンビークの問題を次の様に詳しく取り上げている。
  - (ア) 2012 年には債務返済義務が GDP の 4 割に達した後、現在では 130%に上っている。
  - (イ) 銀行や投資家は、モザンビークへの貸付けが、豊富な石炭や天然ガスの存在から「安全」だと信じていたために、熱心であった。
- ② 2005 年から 2015 年の 10 年間に、アンゴラ・ガーナ・ケニア・南アフリカが債務を 3 倍に増やしている点に警鐘をならすとともに、この他ガボン、コートジボワール、カーボベルデなどの名前もあげている。

(2) 20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (3 月 17-18 日ドイツ)

- 声明では、アフリカのインフラ投資について次のように書かれている<sup>2</sup>。

「我々は、アフリカ連合の「アジェンダ 2063」に沿った、持続可能かつ包摂的な成長を推進するため、アフリカ諸国との国際的な経済・金融協力を深化、拡大させる。我々は、インフラを含む民間投資の促進を目的とする「アフリカとのコンパクト」(CwA) というイニシアティブを立ち上げた。

このイニシアティブは、需要主導であり、各国の状況や優先順位を尊重する。このイニシアティブは、個別に策定される投資コンパクトの中で利用できる、グッド・プラクティス及び手段のモジュールを提供する。こうした投資コンパクトは、個々のアフリカ諸国、国際金融機関及び二国間のパートナー等の複数のステークホルダーのコミットメントを通じて実行される。

我々は、アフリカ開発銀行、IMF、世界銀行グループによるレポート及びその他のコンパクトへの貢献者を歓迎する。我々は、コートジボワール、モロッコ、ルワンダ、セネガル、チュニジア、アフリカ開発銀行、IMF、世界銀行グループ及び関心のある二国間パートナーが投資コンパクトに取り組み、強固な投資環境を構築する意向であることを歓迎する。

我々は、提供された投資機会を民間セクターが活用することを奨励し、その他のアフリカ諸国、国際機関及び二国間パートナーが投資コンパクトに参加することを奨励する。我々は、この作業の継続と他のイニシアティブとの一貫性を支持する。

### (3) アフリカへのインフラ投資 (アフリカ・コンパクト) が次の債務危機を招く

以上の「アフリカ・コンパクト」については、ジュビリー・ドイツ、EURODAD、AFRODAD が出した声明「アフリカにおけるインフラ投資の問題—アフリカ・コンパクトが次の債務危機にアフリカを追いやる」は次のデータを示し、強い懸念を表明している<sup>3</sup>。

- ① 受益国の債務持続性 (debt sustainability) のリスクに関する議論はなされていない。さらに、現在アフリカで上昇している債務レベルを鑑みると、いかなる融資も促進すべきでない状態であることを、G20 は完全に無視している。
- ② アフリカ諸国に関する IMF の債務持続性アセスメントは次の結果となっている。
  - (ア) 37 低所得国の内 6 カ国のみが債務による赤字のリスクが低い
  - (イ) 19 カ国は外部からのショックで債務が問題化する可能性が高い
  - (ウ) 9 カ国は債務による赤字の高いリスクを有している
  - (エ) 3 カ国はすでに債務が赤字の状態にある
- ③ 独自調査によると、2014 年から 2015 年、そして現在までに、アフリカの 43 カ国で債務指標が危機的状況を示すようになっている。
- ④ 歴史データが証明するように、資本 (投資) ブームの後に、特に開発途上国で債務危機が生じることが多い。
- ⑤ IMF は債務持続性と債務リスクについてモニタリングをしているが、実効性がない。
- ⑥ G20 が、コンパクトを次のアフリカ債務危機の発火点としないためにも、公正で包括的な債務メカニズムを構築することは不可欠である。

### (3) モザンビークで継続する債務危機とバッドガバナンス

<sup>2</sup> [http://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/g20/170318.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/170318.htm)

<sup>3</sup> <http://erlassjahr.de/wordpress/wp-content/uploads/2017/05/170517-position-paper-endorsed.pdf>

### ① デフォルト状況<sup>4</sup>が継続・悪化

- ・ 2017年1月19日、モザンビーク国防省内の諜報局（SISE）の幹部らによって設置された3社による「隠れて消えた民間融資 20億ドル（2200億円）」の内、EMATUM社（モザンビーク・マグロ社）の600億円の金利返済に関する15日間の猶予期間が終了。モザンビークはデフォルト状態に突入した。
- ・ 同様に、MAM社とPROINDICUS社の返済も滞った。モザンビーク政府はこの返済の義務を果たすのに十分な資金力を有しないと宣言し、債務再編要求を示唆。
- ・ これを財務省は「選択的デフォルト」と呼ぶが、モザンビーク銀行総裁が「返済する資金がない」と述べ、かつ債務がGDPの130%を超えている現状では、国際的な報道各機関が「デフォルト」と記すように、これは「デフォルト」と同様の深刻な状況である。

### ② モザンビークの信用格付は「D（現時点でデフォルトを起こしている）」

- ・ 実際、民間格付機関（Fitch Ratings）を有するBMI Researchなどは、モザンビークの信用格付をD（現時点でデフォルトを起こしていると評価）に据え置いたままである。
- ・ その理由として、KROLL社の監査結果の数度にわたる延期（政府が情報開示していない[隠している]状況への懸念）、国際ドナーのモザンビークへの金融支援の停止、経済のスローダウン、公的資金の急速な悪化、公的資金（口座）マネージメント能力の欠如、難しい政治状況、をあげている。
- ・ また、これらの状況から、近々国際金融市場にモザンビークが戻ってくる可能性が低いと述べている（2017 May 2/ May 8 LUSA）。

### ③ 5月12日に国際監査結果がモザンビーク検察に提出されたが依然未公開

- ・ この3社による「隠れて消えた債務」について、モザンビーク検察のフォレンジック監査依頼に基づき、米国KROLL社が監査を行ってきた（スウェーデンによる資金協力）。
- ・ なお、IMFと14の国際ドナーは財政支援を凍結しており、この国際監査を再開の条件としている。また、モザンビーク政府がこれら3社の債権者と債務再編を試みたが、債権者らはこの監査報告書の公表を交渉の条件としている。
- ・ 前回から現在までの動きは次の通りである<sup>5</sup>。
  - モザンビーク政府はKROLL社が要求する資料・データの開示を拒んできたために、監査結果発表を3度延期した。
  - 監査結果発表期限がすぎた3月29日になって、モザンビーク政府はようやくモザンビークの銀行の口座の資金移動情報（2012-16年）を提供した。これは、19個人と1社の口座（アルマンド・ゲブーザ前大統領とその関係者[息子、アドバイザー、チャン元財務大臣妻を含む]、与党FRELIMO幹部、アントニオ・カルロス・ド・ロザリオSISE前トップ）のものである。
  - 5月12日提出予定の報告書はモザンビーク検察に提出された。直ちに公開され、3ヶ月以内に対応が取られる予定であったが、同報告書は現在まで未公開のままにある。
  - 検察は、「KROLL社の監査報告をTOR（業務指示書）に従って作成されているか分析しているとところだ」と説明した。記事では、週末（5月27日）にFrelimoの党中央委員会が開催されることとなっており、この公表の遅れはこの報告書を同委員会で審議するためではないかと推測している。（検察は否定）
  - 5月24日、検察は、フィリップ・ニュッシ大統領の口座の詳細を明らかにするように要請したというWhatsAppやフェイスブックを中心に回っている報告を否定するステートメントを発表した。

### ④ モザンビーク議会での証言：武器購入のため隠れた融資と認める（「排他的経済水域」防衛と主張）

- ・ 去年末、モザンビーク議会で「隠れた債務」に関する委員会が立ち上げられ、その報告書が公開されている。
- ・ 脚注のサイトに一元集約されているが<sup>6</sup>、次のようなことが明らかにされている。

<sup>4</sup> <http://www.economist.com/news/middle-east-and-africa/21715030-mozambique-fails-pay-its-debts-mozambiques-default>  
<https://www.bloomberg.com/news/articles/2017-02-03/default-in-mozambique-prompts-some-analysts-to-ask-who-s-next>

<sup>5</sup> 原典は、LusaとAIM、Bloombergの2017年5月の一連の報道。

<sup>6</sup> <http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/mozambique-government-documents>

- 同委員会では、ゲブーザ前大統領とデ・ロザリオ前 SISE 局長、チャン元財務大臣、グレゴリオ・レアオン現 SISE 局長のヒアリングが行われている。
- レアオン現局長によると、この「秘密融資」によって行われたプロジェクトは「省間コミッション」で管理されており、このコミッションには国防省・内務省・漁業省・交通通信省が含まれており、全体統括をゲブーザ大統領が行っていたという。
- ゲブーザ前大統領は、当時の国防大臣であるニュッシュ現大統領の責任を強調した。
- また、前大統領は、この隠れた債務の目的は軍事目的であり、特に Proindicus 社については、「国防と治安部隊(FDS)の会社として、その主要な目的はモザンビークの排他的経済水域(Exclusive Economic Zone)の防衛にあったと主張している。
- ド・ロザリオによると、Proindicus 社の名前で 2.5 から 3 billion ドルを入手しようとしたが、出来なかったために、止む無く漁業分野に進出せざるを得なかったと証言している。他の二社はクレディスイス社が Proindicus に十分な資金を融資できないと分かったため作ったにすぎないとも述べた。

## 1.2. 質問と議論

### 【書面で頂きたい情報】

- 1) 財務省として入手可能なアフリカ各国の債務状況・持続性を示すデータ
- 2) G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で議論された「アフリカ・コンパクト (Compact with Africa)」のその後のフォローアップ資料。
  - 7 月の G8 サミット、8 月の TICAD 閣僚会議にて、日本として何らかの貢献を表明する予定があるか否か（アフリカ開発銀行や JBIC 経由のものも含めて）。あれば、その内容を示してほしい。
- 3) モザンビーク政府から、債権者である日本政府に対して、上記のような情報（議会報告書、国際監査の状況などについて資料などでの報告があるか否か。あれば、その資料を共有してほしい。（\*前回頂いた資料は目を通してている。）
- 4) 以上に関連するが、以下の 4 点について、モザンビーク政府からの説明があるか否かについて知りたい。あれば、その具体的な説明を共有してほしい。
  - (ア) この 3 社による「債務」が「隠された形で武器購入を実施するために行われた」ことが大統領自身の証言で明らかになった。前大統領は、「排他的経済水域での軍事活動」を主張しているが、これは通常の国防予算で対応できることであり、わざわざ隠す形で実施している点に疑問が残る。この点に関するモザンビーク政府の説明を知りたい。
  - (イ) なお、この時期には、最大野党 RENAMO への大規模な武装攻撃も行われている一方、与党の非正規民兵集団に武器が配布され、RENAMO の影響下にあると考えられたコミュニティで住民や家の襲撃が大量の難民を発生させている。これらの「隠れた債務」で購入したとされる武器の詳細を知りたい。
  - (ウ) 警備艇なども購入したことが明らかになっており、あえてこの水域で警備しなければならない対象があるとすれば、それはモザンビーク北部沖の天然ガス油田ということになるが、このような警備を、モザンビーク政府に対し ANADARKO（三井物産との共同事業）等が要請したのかについても知りたい。
  - (エ) なお、このガス田開発・LNG プロジェクトに対しては、2016 年 2 月の時点で JBIC による融資検討のためのカテゴリ分けがなされているが<sup>7</sup>、すでに融資が行われているのか、検討の際に「治安」はどの程度配慮されているのかも含め知りたい。
- 5) TICAD 閣僚会議に向けて、日本の対アフリカ、特に対モザンビーク支援で、何らかの支援パッケージを打ち出す計画があると思うが、その情報を共有してほしい。
- 6) なお、日本政府がアフリカ開発銀行を通じて、「AfDB to support local agri-businesses in Malawi-Nacala Corridor」との記事が 6 月 1 日付で出ている。日本が最大のドナー（US \$57.6 million = 63 億円）とのことであるが<sup>8</sup>、この詳細を知りたい。

<sup>7</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/projects/46610>

<sup>8</sup>

<https://www.afdb.org/en/topics-and-sectors/initiatives-partnerships/fund-for-african-private-sector-assistance/enhanced-private-sect>

### 【当日議論したい点】

- 1) 大規模な債務帳消しを行ったアフリカの多くの国で再び債務が急増し、すでに公共セクターの資金が減らされるなど、ネガティブな影響が現れている点を踏まえ、日本として二国間・多国間の枠組みでどのように債務危機予防を推進していくのかについて議論したい。
- 2) これまでの議論でも、モザンビークの債務問題の背景に、同国政府のバッドガバナンスがあることについては、財務省と NGO の理解は一致している。「隠れた債務」は氷山の一角にすぎないが、その後、上記の通り、新たな事実が次々に明らかになっている。国際監査報告が提出されて 1 ヶ月が経過し、国際的な公開の約束を現政権は果たしていない。モザンビークは、債務問題だけをとっても、アフリカ開発全体にネガティブな影響を及ぼしていることは、去年来から国際的にも指摘されてきたことであるが、日本政府があえて TICA 閣僚会議を同国で開催することの問題について議論したい。

### 議題 4 : JBIC・IFC・AfDB によるモザンビーク炭鉱関連インフラ開発事業への融資関連資料の分析を踏まえた議論

提案者：日本国際ボランティアセンター、日本アフリカ協議会、モザンビーク開発を考える市民の会、ATTAC Japan

#### 2.1. 前提

- 前回、関連資料（特に環境社会アセスメント）が配布された。現在でも、融資については検討中と理解している。
- JBIC は、NGO 側が懸念を表明した各“論点”については、次の 3 点が主張された。
  - Environment Social Impact Assessment 環境社会配慮確認の承認とは別の手順で行われるため、事業者作成の Resettlement Action Plan や報告書に基づき確認をしているとのことであった。
  - また、強制移転の有無については、国際金融公社の基準 IFCPS における「強制移転の定義」に基づき現地での関係者との面談により確認をしているとの主張がなされた。
  - 加えて、JBIC は現地調査あるいは事業者に対する確認を行っているとのことである。
- これを受けて、配布された資料を分析した。

#### 2.2. JBIC 提供資料の分析を踏まえた疑問

- この鉄道港湾開発によって、物理的な移転を余儀なくされた住民は合計 759 名、経済的な影響を含めた住民は 1,058 名、経済的な影響を受けた住民 12,033 名にも上ることが分かった。
- 中でも、モザンビーク・ニアサ州南部とナンブーラ州住民への影響が最も大きく、それぞれの総数は 744 名、829 名、7,415 名に上っている。これらは、プロサバンナ事業の対象地であり、日本の NGO の調査地でもある。
- 影響を受けた農地と土地については、耕作地 10,372、休耕地 2,347 であったが、以上の地域は耕作地については 7,730 が影響を受けていたが、休耕地はゼロとされていた。これは、この地域で人口が多いとはいえ、ゼロという数字には疑問を禁じ得ない。
- NGO 側の調査結果は、前回示した通りで、これらの資料の結果とは大きな乖離があり、事業主側・あるいは JBIC の調査だけを前提に事業を推し進めることは問題と考える。
- 特に、配布資料 4（JBIC のまとめ）について、次の点で疑問がある。

#### (0) 全体

- 全体に現地調査、事業者への調査、移転に係る点については移転対象住民との面談も行っているが、十分な規模、十分な態勢、十分な時間を掛けて適切な手法で確認が行われたのかどうか、などが見えてこない。通り一遍の確認作業との印象である。
- 移転に係る事項に比べると、開通後も残る地域社会や地域住民への確認調査が不十分との印象を受けた。

#### (1) 住民強制移転と補償状況

---

[or-assistance-for-africa-epsa-initiative/](http://or-assistance-for-africa-epsa-initiative/)

- JBICは、「当局、自治体、事業者及び対象者との面談で、①強制移転が無かったこと、②土地所有者との売買交渉において相互合意により土地取得が実施されたことを確認した」としている。
- 問題は、JBICによる面談が十分な時間を取り、十分な態勢で行われたか、相互合意が真の意味での相互合意だったのか、という点である。
  - 「相互合意」についてはどのような手法を通して行われたのか、住民との間で果たして充分で公正な、それぞれの住民に対して公平に情報の提供がされたのか、対等な交渉がどのように担保されたのか？
- 面談を実施したJBIC側は何名でどれぐらいの期間をかけて、関係機関とどれぐらいの時間をかけて面談をし、どのような資料をどの程度閲覧・吟味したのかが重要になる。
- また、対象住民とは全体（何名）のうちの何名と、どれだけ時間を掛けて面談をしたのかは重要である。
- 移転に係る条件についても、JBICによる確認では「好条件」であったとされているが、どのような方法で、何名の住民との間で直接的な比較・確認をしたのか？
- この文書が作成された時点で、まだ居宅建設、転居手続きが進行中とのことだが、進捗状況は何%ほどなのか、その時点で“確認した”と言いきって問題は無いのだろうか？

## (2) 周辺住民の生計への負の影響

- 「事業者が、「地域毎に、地域の实情に即した生計回復プログラム」を実施していること、個別支援・集団的支援が実施されていることも現地調査で確認した、また、事業者による住民説明・対話などを通じて現地実態に即したものとなっていること確認した」として、「国際金融公社の基準にも適合している」と結論付けている。
- しかし、このような確認は単なる訪問方式の現地調査では無理である。どれだけの時間を掛けて、どのような態勢で、どのような分野の専門家が、何ヶ所で確認作業をしたのだろうか？生計回復のような暮らしの実態の評価が出来る専門家が充分配置されたのか？

## (3) 粉じん、振動、騒音被害

- 「事業者が作成したESIAにより想定される影響と必要となる対策が計画されていることを確認した」、とのことである。しかし国際金融公社のガイドラインを遵守する計画であるが、数値基準は無く、グッドプラクティスによるとしている。
- 将来的な輸送量の増加により、最大で1回の輸送、1日当たりの総輸送量により何トンの粉じんが、どの程度の時間、どの程度の範囲に飛散するのか、シミュレーションの方法は無いのだろうか？事例は無いのだろうか？

## (4) コミュニティの分断

- 「影響を最小化出来るルート選定をしたことを事業者を確認した」とのことである。また、「住民の往来影響を最小化する計画であることを事業者を確認し、安全配慮がなされている地点を踏査して確認した」とのことである。
- しかし、現地の農民などからも被害の報告、NGOの現地調査からも、往来がいかに危険か、また問題があるか明らかになっている。現地調査でも、鉄道線路による分断、線路横断時の危険、旅客輸送力の縮小による生活への影響、事故の可能性などが報告されている。
- 具体的にどこの地点について調査を行い、どこの地点で「影響の最小化」がなされているのか、それは全体のどの割合かを知りたい。

## (5) 列車の長時間停車による道路封鎖

- 「事業者が、影響が想定される地点約1200ヶ所を確認、重要度を定量的に評価した上で88地点を重要対策地点とし、諸対策を講ずることとし、更に重要度の低い地点についても、状況に応じて追加的に対策をとる計画であることを当該事業者を確認した」と書かれている。
- この点についてのみは現地確認でなく事業者に対する確認に止まっている。これは何故か？
- また「3」～「6」は直接住民や地域に対する影響そのものだが、JBICによる住民・地域関係者への面談等を通じた調査がされていない点は問題ではないか？

#### (6) 線路横断による事故（安全性の確保）

- 「人口密度の高いナンプラ中心部では、線路への侵入を防ぐための壁を 14 キロに渡って建設する計画であることを事業者を確認、また住民の移動への障害とならないよう、歩行者用の橋を建設中であることを現地で確認」とされている。
- このナンプラ中心部とはどこのことか？
- ナンプラ以外で対策が必要な地域があるのかについて、自ら確認したのか？

### 2.3 質問

#### 【書面で頂きたい情報】

- 1) この融資案件についての前回から現在まで、また今後のプロセスに関する資料
- 2) 前回配布資料 4 の JBIC の調査結果について、調査概要（前提）に関する資料を頂きたい。つまり、いつ・どこで・誰に対して・何の専門の何名が・どのような手法でこの調査を行ったかについての資料である。
- 3) 以上に関する疑問点（下線部分）への回答を頂きたい。いずれも JBIC の見解並びに行った調査であり、すぐに回答が可能と考える。

#### 【当日議論したい点】

JBIC・IFC・AfDB を監督する財務省の立場として、以下について議論したい。

- 1) NGO 側からの報告とのギャップをどう認識し、扱っていく予定なのか。
- 2) これらのギャップが見られるなかで、何を判断材料に融資を決定するのか。

### 議題 5：インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業・拡張計画に係る JBIC の融資決定前後の環境ガイドライン運用について

提案者：気候ネットワーク 鈴木康子／国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

#### （背景）

国際協力銀行（JBIC）が 4 月 18 日に融資契約を締結した「インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電所拡張計画」（2 号機、1,000 メガワット）については、地域住民の生計手段や健康への影響など、融資決定前からさまざまな懸念の声があげられてきた。また、昨年 12 月、地域住民が原告となり、同拡張計画の環境許認可が西ジャワ州政府によって不当に発行されたとして行政訴訟を起こした後には、仮に判決で「環境許認可」が無効とされた場合に、「相手国の法令や基準等の遵守」、および、「環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書の提出」を要件とする『環境社会配慮確認のための JBIC ガイドライン』（以下、ガイドライン）に同案件が違反する可能性が指摘されてきた。実際、JBIC の融資契約締結の 1 日後には、バンドゥン行政裁判所が同拡張計画の空間計画への違反を根拠に環境許認可の取消を西ジャワ州政府に命じている。

その後、同行政訴訟の被告である西ジャワ州政府は、4 月 21 日に控訴の意思を示す通知書を同裁判所に提出しており、現在まで（6 月 15 日時点）同控訴の撤回等は行なわれていない。したがって、今後、高裁、もしくは、最高裁での判決確定まで環境許認可は依然有効とみなされる見通しではあるものの、ガイドライン違反となる可能性が依然残されている状況下で、近日中に JBIC が同拡張計画への貸付を実行することが懸念される。

一方、同拡張計画の事業者は、インドネシアにおける政令等の変更を理由に、同拡張計画に対する環境許認可の改訂を西ジャワ州政府当局に申請中であり、その旨、6 月 2 日付で西ジャワ州政府のホームページ上に公示が掲載された。こうした動きについては、6 月 12 日に現地 NGO から西ジャワ州政府に対

し、事業者による環境許認可の改訂申請が法手続きを軽視したものであると指摘する文書が提出されている。

(質問)

1. 4月18日のJBICの融資決定は、同拡張計画に対する環境許認可の取消しや違法性を争う非常に重要な行政訴訟の地裁判決を1日後に控えたタイミングでなされた。JBICは、同訴訟の進捗について認識していることを4月13日の参議院 財政金融委員会における答弁でも確認しており、同判決を待たずに融資の意思決定をしたJBICの判断は、地域住民の権利と現地国の司法判断を著しく侵害したものに他ならない。また、今回の融資決定は、JBICガイドラインの上述の規定の遵守について依然明確な確認が不可能である状況のなか行なわれており、現地国の司法判断と自身の環境ガイドラインを明らかに無視した拙速な判断であったと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

2. 4月18日の融資契約締結の前に、上述の行政訴訟に係るガイドライン違反の可能性が書簡や国会審議等を通じて再三指摘されてきたことから、JBICは融資の意思決定前、つまり、環境レビュー段階において、判決日も含めた同訴訟の経過や同拡張計画の違法性に係るリスク等を法律の専門家を複数活用しつつ、確認すべきであったと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。また、4月18日の融資契約の締結までに、JBICは同訴訟の進捗・内容について事業実施主体者からの情報に依存するだけでなく、弁護士など複数の専門家を活用した事実確認・リスク分析を行っていたのか。

3. JBICガイドラインでは、カテゴリA案件の融資契約締結後に環境レビュー結果をウェブサイト上で公開することが規定されているが、同拡張計画については、融資契約締結後から約2ヶ月が経過する現在まで、環境レビュー結果が公開されていない(6月15日時点)。ガイドラインに則り、同案件の環境レビュー結果を速やかに公開し、JBICとしての説明責任を果たすべきと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

4. このまま同行政訴訟が控訴審、上告審に進む場合でも、上述のとおり、ガイドライン違反となる可能性が残されている状況は変わらない。JBICは同訴訟に係る判決が最終的に確定するまで同拡張計画への貸付を実行すべきではないと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

5. 仮に西ジャワ州政府の控訴が取り下げられ、事業者の環境許認可の改訂申請手続きが進められる場合、環境レビューの開始要件である「環境許認可証明書の提出」が満たされない状況になることから、JBICは一旦、現行の融資契約を破棄した上で、ガイドラインに則った環境レビューをやり直すべきではないか。つまり、新たな(改訂された)「環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書の提出」が事業者によって行なわれた後、JBICの新たな融資(もしくは貸付)の意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保してウェブサイト上に同文書、および、その入手状況が掲載された上で、実査も含めた環境レビューが再度行なわれるべきであると考え、財務省のご見解を伺いたい。

## 議題 6：モルプレ B 石炭火力発電事業（ボツワナ）の大気汚染問題と JBIC 融資について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝

### 背景：

ボツワナのモルプレ B 石炭火力発電所 1-4 号機は世界銀行等の融資で建設され、現在運転中である。また、国際協力銀行（JBIC）は 5&6 号機への融資を検討中である。しかし、環境社会配慮上の問題がある。そこで、以下の点を質問したい。

### 質問：

1. 同事業の EIA によれば、大気環境の現況値の確認は、2015 年 7 月に Kgaswe 小学校に設置されたモニタリングステーションと、EIA 調査期間中（2016 年 2～4 月）に約 3 か月間設置された 4 か所のサンプリングサイトのみである。しかも、小学校のモニタリングステーションでは NO<sub>2</sub> の測定がされておらず、4 か所のサンプリングサイトでは、PM が測定されていない。しかも、EIA では小学校のモニタリングステーションにおける大気汚染が深刻な乾季の期間中の 4 月～6 月の値が公開されておらず、4 か所のサンプリングサイトでは、同様に 5 月～8 月の大気汚染が深刻な季節の数値が測定されていない。大気環境の現況値の測定は不十分であり、再度やり直すべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。
2. 小学校のモニタリングステーションでは、2015 年 7 月に 364.2 $\mu$ g/m<sup>3</sup>（月平均）と極めて高い PM<sub>10</sub> 濃度を観測しており（現地国基準に違反）、2015 年 8 月や 2016 年 3 月にも同様に極めて高い値が観測されている。1-4 号機の実施主体であるボツワナ電力公社（BPC）の担当者によれば、乾季には隣接する炭鉱から石炭の粉が舞っている状態であるとのことである。5&6 号機も同炭鉱の石炭を使用する予定と聞いている。JBIC の環境社会配慮ガイドラインで規定されている通り、事業の間接的な影響として、その原因物質を詳細に確認するべきではないか。財務省の見解を伺いたい。
3. EIA によれば、5&6 号機が稼働後の大気環境シミュレーションにおいて、SO<sub>2</sub> の最大想定値が 1671 $\mu$ g/m<sup>3</sup>（1 時間値）、NO<sub>2</sub> が 428 $\mu$ g/m<sup>3</sup>（1 時間値）と極めて高い値を示している（現地国基準に違反）。JBIC に質問したところ、現地基準を超過する地域に住居は存在しないとして問題がないとの回答があった。しかし、同地域は農地が広がっており、農作業に従事している住民が存在することから、住居が存在しないことで問題がないと結論付けるのは不適切である。周辺地域の農作業従事者の実態調査を行うべきであると考え、財務省の見解を伺いたい。